

2019年1月15日

申請者各位

一般社団法人次世代自動車振興センター  
充電インフラ部

平成30年度

「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」  
実績の報告期限日について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、充電インフラ整備事業にご協力いただきありがとうございます。

本補助金の交付を受けるためには、充電設備等設置完了日又は補助対象経費の支払完了日のどちらか遅い日から30日以内にセンターへ実績の報告をする必要があります。ただし、報告の最終期限とする平成31年1月31日(木)(マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業(基礎充電)のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については、平成31年2月19日(火))を超えることはできません。

センターでは、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金業務実施細則第4条に基づき、実績報告が到着してもセンターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者へ通知します。また、センターが実績報告の書類等に不備不足があると認めた場合は、センターが申請者に一定期間内に書類等の不備不足を是正するように指示し、受付を保留といたします。ただし、センターが指示する一定期間内を超えても不備不足の是正がされない場合は、受付を不可といたします。

申請者は、必要書類の不足や書類等の記入及び押印漏れがないように、十分に確認して実績の報告をしてください。

以上